

知事コメント

令和3年5月21日（金）

本日(5/21)、政府対策本部長より沖縄県を緊急事態宣言の対象地域として指定され、その期間を5月23日から6月20日までとする旨が公表されました。

これを受け、県としまして、これまでのまん延防止等重点措置の実施期間を5月22日までとし、5月23日より緊急事態措置として、これ以上の感染拡大の抑止に向けて、人と人との接触機会を徹底的に低減する、更なる対策を講じてまいります。

長期にわたるコロナ禍で県民や事業者等の皆様に重ねて我慢をお願いすることになりますが、県としましては現状の医療提供体制に鑑み、県民の安全安心な暮らしを守る為には、やむを得ず、この期間内に強く踏み込んだ対策を講じ感染を抑え込むことが重要であると考えています。

本日、新型コロナ対策本部会議にて、その対処方針を決定致しましたので、発表致します。

まず始めに、県民の皆様及び県内に滞在している皆様への外出自粛についての要請です。不要不急の外出や移動の自粛、特に20時以降の外出を控えて頂きますよう要請致します。生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えて頂きますようお願い致します。

また、出張を含めた都道府県間の移動についても、自粛をお願い致します。オンライン会議などを活用し、やむを得ず往来する場合でも、必ずPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後も、PCR検査を受け1週間は、家族以外の方との会食は自粛をお願い致します。

飲食の際には、お店の求める感染防止対策に積極的に協力し、感染防止対策が徹底されていない飲食店や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は避けて頂きますようお願い致します。

次に、県外からの来訪者への協力依頼です。緊急事態宣言措置期間内は、帰省を含む、県外からの来訪について自粛してください。やむを得ず来沖する場合は本県入域前にPCR検査または、抗原検査による陰性判定を受けて頂きますようお願いいたします。沖縄県は、那覇空港到着時にPCR検査を受検できる体制「NAPP」を整備しております。来沖前に検査が受けられない方はぜひ、こちらをご利用ください。

来沖後は、県民との会食等接触を控え、日中を含めて不要不急の外出、特に20時以降の外出を自粛して頂きますようお願いいたします。

3つ目に、飲食店等についてです。酒類の提供、又はカラオケ設備の提供する飲食店は、休業するよう要請致します。

酒類やカラオケ設備の提供をしない場合やそれ以外の宅配やテイクアウトを除いた飲食店につきましては、20時まで営業時間短縮の要請を致します。

また、まん延防止等重点措置の期間は5月22日に終了しますが、この期間で要請に応じて頂いてない店舗については、明日命令を発出し県のホームページにおいて店舗名の公表を行います。

県としましては、今後の県民一丸となった感染防止対策の徹底のため、再三の注意喚起にも応じて頂けない店舗については、今後も強い姿勢で臨んでまいります。

なお、県では感染対策に取り組んで頂いている店舗につきましては、認証ステッカーを付与する感染防止対策認証制度も今月末から認証に向けた巡回を行い対象店舗からの申請受付を始めます。引き続き感染対策に取り組んで頂けますようよろしくお願い致します。

4つ目に、期間中のイベント実施についての要請です。全国的な移動を伴うイベント、または1,000人を超える大規模イベントについては、延期または中止を要請致します。上限人数1,000人以下かつ収容率50%のイベントについては、無観客・オンライン配信、規模縮小や分散開催を検討し、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止をして頂きますよう要請致します。

5つ目に、事業者の皆様への要請についてです。

在宅勤務の活用や休暇取得の促進により、出勤者数の7割削減を目指して頂き、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制していただけますようお願い致します。

加えて、企業の代表者の方には、積極的に感染防止対策に取り組んで頂き、自社の従業員に対しては、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるように求めてください。会議、説明会、研修等の開催もオンライン開催を除き、自粛をお願いします。

また、その実施状況を積極的に公表して頂きますようよろしくお願い致します。

6つ目に、交通事業者への要請等についてです。

主要ターミナルにおける検温の実施や業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守頂けますようよろしくお願い致します。

7つ目に、県内各市町村へのお願いです。

県内の感染状況を抑えるためには、お一人おひとりが普段の生活を見直し、地域ぐるみの感染対策を実施していくことが大切です。その為、市町村の皆様におかれましては、防災無線や広報車等を活用し、地域の住民へ感染防止対策の周知啓発、自治会等への呼びかけ、飲食店の巡回や、公園等各種施設での屋外飲酒行為等への注意喚起など、感染防止に積極的に取り組んで頂けますようお願い致します。

8つ目に、学校への要請です。

若い世代の感染例が増えてきています。学校においても衛生管理マニュアル等に基づき、感染防止対策を改めて徹底するようよろしくお願い致します。

学校行事も延期、縮小して頂けますようお願いいたします。幼児児童生徒に対して、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、風邪症状がある場合には登校しないよう指導することもお願いたします。また、部活についても原則休止としますが、8月末までに開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会やコンクール等に出場する場合に限っては、平日90分以内、土日休日2時間以内の活動を、必要最小限度の人数で行うものと致します。

最後に、集客施設についてですが、1,000平米を超える大規模な集客施設、また、1000平米以下集客施設についても、営業時間の短縮を働きかけます。また、施設への利用者による酒類の持ち込みを含め、酒類の提供及びカラオケ設備の提供は行わないようお願い致します。

人流を抑制し、人と人の接触機会を徹底的に低減するため、県の管理する施設については原則休館とし、美ら海水族館、首里城公園、県立図書館等も23日以降休館とします。市町村立の施設についても同様の取り扱いをして頂けますよう働きかけます。

緊急事態宣言の措置は、全ての県民に、大変強い努力をお願いするものです。県としましても医療提供体制の危機的状況を乗り越える為、入院者、軽症者、自宅療養者への医療体制の整備や高齢者、エッセンシャルワーカーを中心とした検査の重点拡充、広域接種センターの設置による市町村のワクチン接種の支援の取り組みに注力してまいります。

また、事業者を支援する経済対策としても、休業要請や時短要請に係る感染拡大防止協力金に加え、感染症により多大な影響を受ける観光関連事業者等に対する支援や感染対策認証制度を推進する取組等について、次週開催が予定されている臨時議会に予算案を提案する予定です。

県としても取りうる感染対策をしっかりと実行するとともに、他の取りうる対応についても全力で取り組んで参ります。

県民皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。